

(別紙)

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

工業標準化法に基づく工業標準の改正について

下記のとおり工業標準化法に基づき、工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は理由を付して文章でご提出下さい。

記

1 件 名

工業標準の改正について

2 工業標準の名称及び番号並びに趣旨・目的

(1) 船舶 F0013 造船用語－船体－外ぎ装

Ships and marine technology－Vocabulary－Deck machinery and outfittings
アンカーチェーンに関する用語及び定義を規定した ISO 1704 (Ships and marine technology - Stud-link anchor chain) 及び JIS F 3303 (フラッシュバット溶接アンカーチェーン) が改正されたことに伴い、アンカーチェーンに関する用語を改正するとともに最近の実状を考慮し、規定内容の充実を図るために改正を行うものである。

主な改正事項は、次のとおり。

- ① 2018 普通リンクの対応英語に “common stud link” を追加 (ISO 1704 及び JIS F 3303 の改正による)。
- ② 2019 拡大リンクの対応英語に “enlarged stud link” を追加 (ISO 1704 及び JIS F 3303 の改正による)。
- ③ 2021 ”チェーン用部品” を新たに追加した (ISO 1704 及び JIS F 3303 の改正による)。
- ④ 2022 ”アンカーシャックル” は、“エンドシャックル” とした (ISO 1704 及び JIS F 3303 の改正による)。
- ⑤ b) に従い、対応英語は、“end shackle” とした。また、図 4 もエンドシャックルに改めた。
- ⑥ 2025 ”スイベル” を新たに追加した (ISO 1704 及び JIS F 3303 の改正による)。
- ⑦ 2026 ”チェーン連” の定義を修正した (25m を追加。JIS F 3303 の改正による)。

(2) 船舶 JIS F 1021 舟艇－乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項

Small craft－Man-overboard prevention and recovery

2003 年に乗員の落水防止に関わる舟艇の設計要件と再乗艇の手段を定めた ISO 15085 及びその後 2009 年に Amendment 1 が発行されたことに伴い、これらの国際規格の要求事項を全面的に取り入れ、規定内容の充実を図るために改正を行うものである。

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 舟艇運航時の安全確保の観点から対応国際規格の内容を全面的に採用し、従来の製品規格に代わり、性能要件化を図った。
- ② 舟艇の安全航行においては、乗員の落水防止及び再乗艇の手段について具体化し、設計、建造、操船、運航などに対して適切に対処できる内容とした。
- ③ 舟艇建造時の落水防止と再乗艇に必要な設備について考慮すべき内容について規定した。

(3) 船舶 JIS F 2617 船舶及び海洋技術－救命用なわばしご

Ships and marine technology－Embarkation Ladders

2008 年に ISO 5489 の第 2 版が発行されたことに伴い、国際規格との整合化に留意するとともに最近の実状を考慮し、規定内容の充実を図るために改正を行うものである。

(別紙)

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 国内の木製材料の入手事情を考慮し、木製材料については「広葉樹材」を使用する要件を追加した。
- ② 木材以外には、金属材料、機械的固着装置の規定を新たに追加した。
- ③ 抗菌処理を施したマニラロープを使用する要件を新たに追加した。
- ④ 国内製造業者の材料選択の幅を広げるため、固定ピースの材料として、木製材料以外にプラスチック材料を使用する要件を追加した。
- ⑤ 国際的には、サイドロープの端末処理は上部で行うものと考えられるが、国内事情を考慮し、サイドロープを下部で端末処理する要件を追加した。

(4) 船舶 JIS F 7427 船用青銅弁

Ships and marine technology—Bronze valves

最近の実状を考慮し、規格内容の充実を図るために改正を行うものである。

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 2006 年にフランジ規格 JIS B 2240 (銅合金製管フランジ) が改正されたので見直しを行った。
- ② 付表 1 青銅弁の種類、種類の略号、呼び圧力、呼び径、材料、試験圧力及び構造、形状、寸法を表 1 に改め、個別の旧規格番号を (参考) として表中に記載した。
- ③ 付表 2～7 (弁種別の流体の状態と最高使用圧力との関係) を集約して、表 2 にまとめて記載した。
- ④ 附属書 1 (参考) 29° 台形ねじを附属書 A (参考) として記載した。
- ⑤ S 形及び U 形の管継手部に用いる銅管用ユニオン及び鋼管用ユニオンに関連する部分は、関連する JISF 規格が廃止されたことから本体の附属書 B (参考) “ユニオン” として記載した。
- ⑥ シップリサイクル条約について、IMO MEPC58/3/2 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS により、船舶青銅弁に使用されている銅合金材料に含まれる有害物質の量を算定して、「インベントリ」に記載するよう義務づけられていることになる。これに対応するための有害物質の質量算定の要領を附属書 C に記載した。

(5) 船舶 JIS F 8521 船用プロペラ回転計—電気式及び無接触式

Shipbuilding—Propeller shaft revolution indicators—Electric type and electronic type

2007 年に旧規格 (JIS F 8521:99) を基礎として ISO 22554 が発行されたことに伴い、国際規格との整合化に留意するとともに最近の実状を考慮のうえ、規定内容の充実を図るために改正を行うものである。

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 2007 年に発行された ISO 22554 の規定を全面的に採用した。
- ② 環境試験は、ISO 22554 にしたがって IEC 60945 (JIS F 0812) 船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件によることとした。

(6) 船舶 JIS F 8522 電気式ラダーアングルインジケータ

Ships and marine technology—Electric rudder angle indicators

旧規格を基礎として 2007 年に ISO 20673 が発行されたことに伴い、国際規格との整合化に留意するとともに最近の実状を考慮のうえ、規定内容の充実を図るために改正を行うものである。

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 2007 年に発行された ISO 20673 の規定を全面的に採用した。
- ② 環境試験は、ISO 20673 にしたがって IEC 60945 (JIS F 0812) 船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件によることとした。

(7) 船舶 JIS F 9401 追補 1 船舶及び海洋技術—船用音響測深装置 (追補 1)

Ships and marine technology—Marine echo-sounding equipment (Amendment 1)

2006 年に ISO 9875:2000 の Technical Corrigendum 1 が発行されたことに伴い、Technical Corrigendum 1 の規定内容を取り入れるために追補 1 を発行して改正する

(別紙)

ものである。

主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 2. (引用規格) の “ IEC 60945:1996 , Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems - General requirements - Methods of testing and required test results ” を , “ JIS F 0812, 船舶の航海と無線通信機器及びシステム - 一般要求事項 - 試験方法及び試験結果要求 ” に置き換えた。
- ② 6.10.1 (環境条件に対する耐久性及び対候性) の “ 高温試験 (IEC 60945 の 8.2), 高温高湿試験 (IEC 60945 の 8.3) 及び低温試験 (IEC 60945 の 8.4) ” を “ 高温試験, 高温高湿試験 及び 低温試験 ” に置き換えた。
- ③ 参考文献 [3] の “ International Convention of Safety of Life at Sea (SOLAS) Chapter V, Regulation 12, Shipborne navigational equipment ” を , “ International Convention of Safety of Life at Sea (SOLAS) Chapter V, Regulations 18 and 19, Shipborne navigational equipment ” に置き換えた。

3 施行予定日

平成 2 4 年 2 月 中

4 意見提出先

国土交通省海事局船舶産業課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3

T E L (03)5253-8111 (内)43-626

T E L (03)5253-8634 (直通)

F A X (03)5253-1644

5 関連情報入手先

(財)日本船舶技術研究協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 - 1 0 - 9

ラウンドクロス赤坂 4 階

T E L (03)5575-6427

F A X (03)5114-8941

6 意見提出期限

平成 2 4 年 2 月 6 日